

## 税務署の動向に注意しよう!

# 税務調査の連絡が来たら、悩まず民商へ相談を!



納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身につけよう



7 承諾なしの侵入は違法  
納税者の承諾なしに工場や店内に入ること違法です。事務所、工場、店内、まして自宅まで一人歩きなどさせないこと「令状なしで侵入、捜査及び押収を受けることのない権利」(憲法35条・住居の不可侵)



1 自主申告は権利  
自主申告こそ納税者の基本的な権利です (国税通則法16条)



4 信頼できる立会人を  
納税者の権利を守るために、調査に応じるときは信頼できる人の立会いの上ですめること。「立会い理由の青色取消は不当」(春日裁判・東京高裁判決 1993年2月23日に確定)



8 勝ち調な取り調べは違法  
検査とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあけたりする調査は違法。(北村大判・大坂高裁判決、1988年3月19日に確定) また、帳簿や伝票類の勝手にコピーはさせないこと



2 相手の身分確認を  
税務署員の身分証明書(写真付)・質問検査章を出させて相手の身分を確認すること(国税通則法74条13)



5 調査理由を確かめよう  
どんな理由で何の調査で来たのか理由を確認すること。「調査理由を開示すること」(憲法13条・31条、第72回国会で議院採択、1974年6月3日)



9 承諾なしの反面調査は断る  
納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」(国税庁の税務運営方針)



3 不都合なら断りを  
事前通知を行うことが法定化されました。調査の日時、調査の場所について都合の悪いときは日を改めさせることができます。事前通知のない調査のときはその理由を確認すること(国税通則法74条9、憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針)



6 調査は目的の範囲に  
調査はその目的の範囲内に限定させること。「資料の提供を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑をかけないように注意する」(憲法13条・31条、国税庁の税務運営方針)



10 印鑑は命  
印鑑は命。税務署員に「押印」を求められた場合、修正申告書に限らずどんな書類(聴取書など)でもその場ですぐ押さず、よく考えてからにすること(公務員の職務乱用罪・刑法193条)

税務署の人事異動は、例年7月に行われます。例年、この異動後に税務調査が本格的に始まります。  
**税務調査はあくまで「任意調査」です。毅然と対処しましょう**  
税務調査は「任意調査」です。任意調査である以上、納税者の同意が前提ですから、都合が悪い時は日程を変更することもできます。  
平成25年から税務調査の事前通知が原則として義務化されました。しかし、事前通知は文書で行うよう求める民商の再三の要請にも関わらず、電話で行われていきますし、事前通知なしの調査も横行しているのが実情です。  
また、近年では税務署へ文書で呼び出している「調査」もしばしば行われています。左の「税務

調査10の心得」をよく読んで毅然と対処しましょう。  
**もし税務調査になったら? 一人で悩まずに民商に相談しよう**  
電話で事前通知があったり、突然税務署員が現れたりしたら、誰でもビックリしますよね。相手の氏名と所属部署を確認し、「都合が悪いので、こちらから日程を連絡する」と言って帰ってもらい、すぐに民商まで連絡しましょう。  
民商では、支部役員や班で「対策会議」を開き、税務署への対応をよく相談してから調査に臨んでいます。また、人権無視の調査が行われないよう、調査時には仲間が立ち会っています。  
税務調査になったら、一人で悩まずにまずは民商まで相談しましょう。

今年も好評発売中!  
**小豆島のそうめん**

1.8kg 2,200円



## おしらせ

7月24日(火)~25日(水)は、神戸市で開催される全国事務局員交流会参加のため、事務局は2名とも不在となります。事務所にご用のある方はご注意ください。

## 原水禁カンパにご協力をお願いします

ヒロシマ・ナガサキへの原爆投下から今年で73年。8月4~6日に広島で開催される原水爆禁止世界大会に、春日井民商婦人部役員2名が参加しますので、参加費用等のカンパにご協力をお願いします。

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀